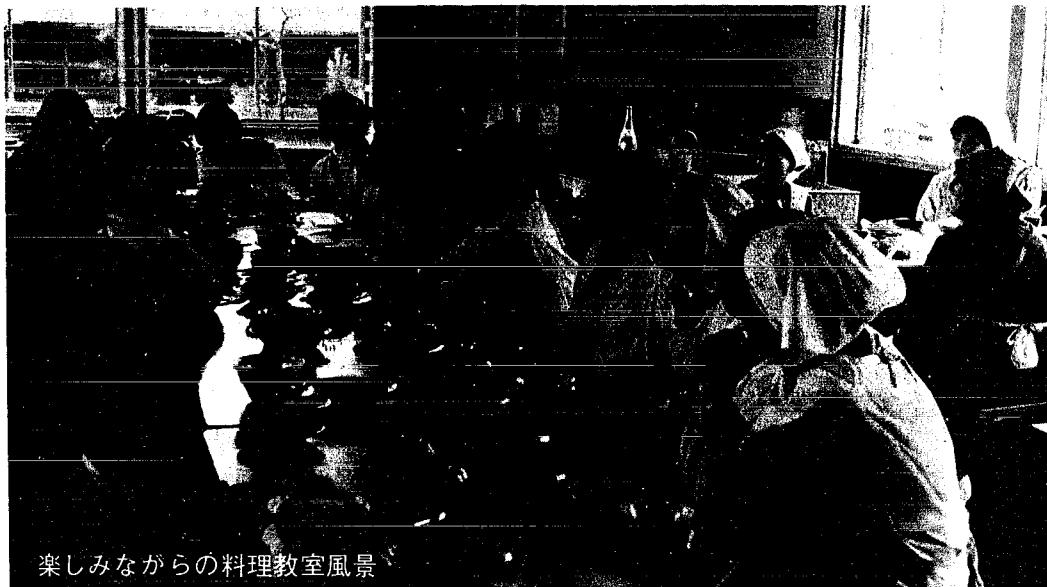


# 広報つきがた

No. 97

昭和52年12月10日発行  
発行／新潟県月潟村役場  
毎月10日発行 1部10円  
(昭和52年7月22日第三種郵便物認可)



楽しみながらの料理教室風景

**明朗会計は公給領収証で!!**

料理飲食等消費税並びに公給領収証を御存じですか。公給領収証とは「料理飲食店・小料理店・バー・飲食店・旅館・その他これに類する場所で」飲食や宿泊等をしたときに利用料金に對し課税される税です。公給領収証とは、県で交付する領収紙で、経営者が発行する領収証が公給領収証です。この制度が発足してすでに二十有余年を経過しました。この間皆様方の御協力により着実な成果を挙げ、所期の目的を達成しました。ありますか、尚一層の徹底を図るために、また十二月十日から一月九日までの一ヶ月間「公給領収証の完全交付、受領強調月間」として、新聞等による広報PRをすることになりましたので、この制度の趣旨を御理解のうえ、格段の御協力をお願いいたします。

なお、どのような場合に課税されるかについては次のことを参考

- (A) 旅館一人一泊二食の場合  
金が四千一円以上の場合は利用料金から一千五百円を差し引いた(基礎控除)後の利用料金の十パーセント
- (B) 宿泊をし、追加飲食等が一人二千一円以上の場合は追加飲食の十パーセント
- (C) 宿泊なく休憩、その他飲食をした場合は、いづれも一人二千一円以上の場合は、利用料金の十パーセントが課税されます。

去る十一月二十七日、公良館主催で第二回料理教室が開催されました。当日の参加者は、各部落から代表四十三名で、健康な家庭づくりと明るい家庭のだんらんの基礎となる「楽しい料理作り」を目的とした講習に真剣に取り組んでおられました。

なお、この教室の受講生は、各地域に帰り、伝達講習を行つておられますので、みなさんも是非参考して下さい。

## 健康な家庭作りを目指して 第二回料理教室を開催

当日の献立は

・ 中華風卵スープ

・ ぶりのてり焼き

・ 里芋のしき揚げでした。

なあ、この教室の受講生は、各

地域に帰り、伝達講習を行つてお

られますので、みなさんも是非参

加して下さい。

## 公給領収証受領強調月間

12月10日～1月9日まで

にして下さい。

一、料理店・小料理店・バー・利

用料金の十パーセント

二、上記以外の飲食店、一人当り

の利用料金が二千一円以上の

場合は、利用料金の十パーセント

一セント

一セント

一セント

一セント

一セント